○高松市生涯学習センター条例

平成13年12月21日
条例第61号
注　令和５年12月から改正経過を注記した。

高松市生涯学習センター条例

（設置）

第１条　生涯学習に係る機会の総合的かつ効果的な提供を促進し、市民の生涯学習の振興に資するため、高松市生涯学習センター（以下「センター」という。）を高松市片原町11番地１に設置する。

（事業）

第２条　センターは、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）　生涯学習に関する情報の収集及び提供に関すること。

（２）　生涯学習に関する講座及び講演会等の開設及び開催に関すること。

（３）　生涯学習に関する指導者の養成に関すること。

（４）　生涯学習の相談に関すること。

（５）　生涯学習に関する調査及び研究に関すること。

（６）　センターの施設・設備等（以下「施設等」という。）の利用に関すること。

（７）　前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業

（使用許可）

第３条　別表に掲げる施設等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

２　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

（１）　センターの設置目的に反する使用をするおそれがあると認められるとき。

（２）　センター内の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

（３）　施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（４）　長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。

（５）　その他センターの管理上支障があると認められるとき。

３　委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、第１項の許可に条件を付することができる。

（使用許可の取消し、使用の停止等）

第４条　委員会は、前条第１項の許可をした後において、同条第２項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき、又は同条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、若しくは使用を停止させ、又は同項の許可に付した条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けても、委員会は、その責めを負わない。

（１）　この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

（２）　前条第３項又はこの条の規定により前条第１項の許可に付した条件に違反したとき。

（３）　虚偽その他不正の手段により前条第１項の許可を受けたとき。

（使用料）

第５条　使用者は、別表に規定する使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

２　既納の使用料は、返還しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

３　市長は、委員会において必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

（原状回復の義務）

第６条　使用者は、使用を終わったとき、又は中止したときは、当該許可に係る使用期限までに、施設等を原状に回復しなければならない。第４条の規定による許可の取消し又は使用の停止を受けたときも、同様とする。

２　委員会は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わり原状に回復する。この場合において、使用者は、当該原状回復に要した費用を負担しなければならない。

（利用の制限）

第７条　委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退館を命ずることができる。

（１）　センター内の秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者

（２）　施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者

（３）　その他センターの管理上支障があると認められる者

（損害賠償）

第８条　センターの入館者又は使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

（協議会の設置）

第９条　委員会の諮問に応じて、センターにおける各種の事業の企画、センターの運営等について調査審議するため、委員会に高松市生涯学習センター等運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。
２　協議会は、委員12人以内で組織する。
３　委員は、学識経験者、学校教育及び社会教育の関係者その他委員会が適当と認める者のうちから、委員会が委嘱する。
４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
５　委員は、再任されることができる。
(職員)
第10条　センターに館長その他必要な職員を置く。
(委任)
第11条　この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。
附　則
(施行期日)
１　この条例は、公布の日から起算して５月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第10条及び附則第４項の規定は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成14年高松市規則第14号により、同年５月１日から施行)
(平成14年高松市規則第14号により、同年４月１日から施行)
(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
２　高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(高松市公民館条例の一部改正)
３　高松市公民館条例(昭和39年高松市条例第43号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(準備行為)
４　使用許可の申請その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
附　則(平成24年12月26日条例第81号)抄
(施行期日)
１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。
附　則(平成25年12月25日条例第73号)
１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。
２　この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。
附　則(平成31年３月28日条例第34号)
１　この条例は、平成31年10月１日から施行する。ただし、別表第４項の表備考の改正規定は、公布の日から施行する。
２　この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。
附　則(令和元年12月26日条例第31号)
１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、別表第１項の表備考２の改正規定は、公布の日から施行する。
２　この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の別表第１項の規定は、令和２年９月１日以後の高松市生涯学習センターの使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
附　則(令和５年12月27日条例第37号)
１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。
２　この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。
別表(第３条、第５条関係)
(令５条例37・一部改正)
１　多目的ホール等使用料

使用単位 施設名	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	１時間	
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後10時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後10時まで	午前９時から午後10時まで	午前９時から１時間ごとに午後５時までの各時刻を始期とする１時間	午後６時から１時間ごとに午後９時までの各時刻を始期とする１時間

	円	円	円	円	円	円	円	円
多目的ホール	14,510	20,670	24,730	35,180	45,400	54,000		
大研修室	7,360	9,950	11,980	17,310	21,930	26,300		
小研修室	2,710	3,650	4,450	6,360	8,100	9,750	980	1,180
和室	1,200	1,530	1,860	2,730	3,390	4,170	420	510
ＯＡ実習室	2,990	4,100	4,730	7,090	8,830	10,610		
実習室	2,960	4,050	4,670	7,010	8,720	10,480	1,050	1,260
音楽室	2,960	4,050	4,670	7,010	8,720	10,480	1,050	1,260
視聴覚室	2,710	3,650	4,450	6,360	8,100	9,750	980	1,180

備考

1　使用者が、営利を目的として使用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するときの使用料は、この表に規定する額の３倍の額とする。

2　開館時間前、正午から午後１時まで若しくは午後５時から午後６時までの間又は開館時間後に申込時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、超過時間又は繰上時間１時間につき、別にこの表に規定する全日の使用料の10分の１の額を徴収する。この場合において、30分を超える端数については、１時間とみなす。

3　使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

２　市民ギャラリー使用料

使用単位	使用料
１日	6,090円

３　附属設備及び器具使用料

区分 種別	品名	単位	使用料
			円
舞台装置	平台	１台	100
照明装置	調光装置	１台	3,450
	ボーダーライト	１列	1,320
	ホリゾントライト	１列	1,320
	ピンスポットライト	１台	2,260
	スポットライト	１台	660
音響装置	拡声装置(マイク２本付き)(多目的ホール用)	１式	6,650
	拡声装置(マイク２本付き)(大研修室用)	１式	6,650
	移動式拡声装置(マイク２本付き)	１式	2,730
	マイクロホン	１本	660
	コンパクトディスクプレーヤー	１台	1,320
	カセットテープレコーダー	１台	1,320
	ミニディスクレコーダー	１台	1,320
	ギター用アンプ２台及びベース用アンプ１台	１式	1,320
映写装置	ビデオプロジェクター(多目的ホール用)	１台	3,980
	ビデオプロジェクター(大研修室用)	１台	2,080
	ビデオテープレコーダー(ＶＨＳ)	１台	1,320
	レーザーディスクプレーヤー	１台	1,320
	ＤＶＤ―ビデオプレーヤー	１台	1,320
	52インチタッチパネルディスプレー	１台	1,990
	16ミリ映写装置	１台	1,990
	スライド映写装置	１台	1,990
楽器	グランドピアノ	１台	7,970
	アップライトピアノ	１台	1,320
	キーボード	１台	660

	ドラムセット	１式	660
ＯＡ実習用機器	パーソナルコンピューター実習用機器	１台	150
展示用具	展示パネル	１台	100

備考

１　この表に掲げる使用料の額は、施設ごとの使用単位の１区分当たりの額とする。

２　この表に掲げるもの以外の附属設備及び器具の使用料の額は、類似する附属設備及び器具の使用料の額に準じて市長が定める額とする。